

後期高齢者医療保険制度に加入の皆さんへ

申問 国民健康保険課長寿医療係 ☎⑤6752

❖ 後期高齢者医療保険料の軽減率が変わります

■均等割額（被保険者全員が納める額）の軽減措置の基準が拡大されました

軽減割合	世帯の合計所得額	
	令和元年度	平成30年度
8.5割	変更なし	33万円以下
※8割 (9割)	変更なし	33万円以下かつ被保険者全員が公的年金収入80万円以下で、その他の各種所得がない
5割	33万円 + (28万円 × 被保険者数) 以下	33万円 + (27万5千円 × 被保険者数) 以下
2割	33万円 + (51万円 × 被保険者数) 以下	33万円 + (50万円 × 被保険者数) 以下

※平成31年4月1日から軽減割合が9割から8割に変更となりました。

■被用者保険の被扶養者であった人に対する均等割額の軽減措置の改正

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者であった人の均等割額が資格取得後2年間に限り、5割軽減となります。

医療費などの負担を限度額にとどめる認定証の交付を新たに希望する人は申請を忘れずに行ってください

平成30年度に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（非課税世帯の人）」、「後期高齢者医療限度額適用認定証（3割負担の一部の人）」（以下、「減額認定証」、「限度額証」という。）の交付を受けていない人が、交付を受けようとする場合は、保険証と印鑑を持参の上、申請の手続きをする必要があります（本館1階11番窓口）。

ただし、平成30年度の減額認定証、限度額証をお持ちの人で、令和元年度も引き続き認定された人には新しい減額認定証、限度額証（有効期限は令和2年7月31日）が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

消費税率の引き上げに伴い、介護保険料額が一部見直されました

問 高齢介護課 ☎⑤6721

市では、10月に予定されている消費税率の引き上げに併せて、低所得者の介護保険料の軽減強化を図り、介護保険料額の引き下げを行いました。世帯全員が市民税非課税の人が、引き下げの対象となります。引き下げ後の令和元年度、2年度の介護保険料は、次のとおりです。

所得段階	市民税課税状況		対象者	保険料 (年額)	保険料 (年額)
	世帯	本人			
第1段階	非課税		生活保護受給者など 本人の年金などが80万円以下の人	32,940円	27,450円
第2段階	非課税		本人の年金などが80万円超～120万円以下の人	54,900円	45,750円
第3段階	非課税		本人の年金などが120万円超の人	54,900円	53,070円